

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（化学物質管理指針）の一部改正について

**令和4年12月7日
大臣官房環境保健部
環境安全課**

化学物質管理指針の一部改正について ①

<化学物質排出把握管理促進法の動向>

平成31年4月9日	諮問「今後の化学物質環境対策の在り方について」
令和元年6月28日	答申「今後の化学物質環境対策の在り方について」
令和元年7月1日	諮問「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」
令和2年8月31日	答申「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」

○化管法施行令改正

- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和3年10月20日公布。令和5年4月1日施行。

※ 改正後の第一種指定化学物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、
届出は令和6年度から実施

○ 化管法施行規則の一部改正

- ・ 公布日：令和4年3月31日、施行日：令和5年4月1日（一部 公布と同時施行）

○ **化学物質管理指針の一部改正**

- ・ 公布日：令和4年11月4日、施行日：令和4年11月4日

化学物質管理指針の一部改正について ②

「今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）」（令和元年6月、中央環境審議会）において、大規模災害をもたらす自然災害現象による化学物質の漏えい・それに伴う影響の発生に対応するため、指定化学物質等取扱事業者と地方公共団体との連携や、災害による被害の防止に係る指定化学物質等取扱事業者の平時からの取組を化学物質管理指針に位置づけて一層促す必要である旨が取りまとめられた。

これを受けて、所要の改正を行うもの。

○改正告示案パブリックコメント

実施期間：令和4年6月23日～令和4年7月22日

提出意見数：4通、14件

主な御意見：具体的な取組事例に関するもの

化学物質管理指針の一部改正について ③

○ 改正事項（新設）

化学物質管理指針

第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

一 化学物質の管理の体系化
(5) その他配慮すべき事項

ア 地方公共団体との連携

指定化学物質等取扱事業者は、事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること。

イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

指定化学物質等取扱事業者は、災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。

○今後、取組に関する好事例集を公開し、取組の促進を図る。